

教材における正誤のお知らせ

このたび、「基本テキスト・民法」につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

| | 誤 | | | 正 | | |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|--|--------------|--------------|
| P. 231 図表で整理 | A (300万円) | Ⓑ (300万円) | C (300万円) | A (100万円) | Ⓑ (100万円) | C (100万円) |
| P242 (d) 1 行目 | この事前通知義務も事後通知義務もありません。～ | | | 委託を受けない保証人の弁済が、債権者の意思に反しない場合に、弁済後の通知をせずに、それを善意の主債務者が重ねて弁済したときは、主債務者は、自己の弁済を有効とみなすことができますが(3項)、そうでなければ、この事前通知義務も事後通知義務もありません。～ | | |
| P245 条文の下 2 行目 | ～ 甲 が A から借り受ける債務の～ | | | ～ A が 甲 から借り受ける債務の～ | | |

以上